

令和5年（2023年）第8回 枚方市教育委員会
定 例 会 議 案 書

日程 1	教育長報告
---------	-------

案 件 名		
日程 2	議案第11号	教育に関する事務の点検及び評価について
日程 3	議案第12号	児童の放課後対策審議会委員の委嘱について
日程 4	議案第13号	枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正について
日程 5	議案第14号	枚方市図書館条例施行規則の一部改正について
日程 6	議案第15号	枚方市指定管理者選定委員会への諮問について
日程 7	報告第32号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市学校いじめ重大事態調査委員会への諮問について
日程 8	報告第33号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について

○開催日時 令和5年(2023年)8月29日 午前10時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

議案第 11 号

教育に関する事務の点検及び評価について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和 5 年（2023 年） 8 月 29 日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 内容

別紙 1 のとおり

議案第12号

児童の放課後対策審議会委員の委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第11号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年（2023年）8月29日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 委嘱理由 現行の児童の放課後対策審議会委員の委嘱期間（令和3年（2021年）9月13日から令和5年（2023年）9月12日まで）が満了となるため
2. 委嘱期間 令和5年（2023年）9月13日から令和7年（2025年）9月12日まで
3. 委嘱委員 次ページのとおり

児童の放課後対策審議会 委員候補者名簿

※任期:令和5年(2023年)9月13日～令和7年(2025年)9月12日

	氏 名	所 属	分 野	摘 要
1	伊勢 正子 (いせ まさこ)	枚方子どもいきいき広場	社会教育 (専門的知識を有する者)	2期目
2	大西 雅裕 (おおにし まさひろ)	神戸女子大学文学部 教育学科教授	児童福祉 (学識経験を有する者)	4期目
3	栗村 由美子 (くりむら ゆみこ)	枚方市PTA協議会	社会教育 (関係団体を代表する者)	1期目
4	後閑 容子 (ごかん ようこ)	摂南大学 名誉教授	社会教育 (学識経験を有する者)	4期目
5	小林 一夫 (こばやし かずお)	枚方市小学校長会	学校教育 (関係団体を代表する者)	2期目
6	妹尾 忍 (せのお しのぶ)	枚方市民生委員児童委員協議会 (主任児童委員連絡会)	児童福祉 (関係団体を代表する者)	2期目
7	代田 盛一郎 (だいた せいいちろう)	大阪健康福祉短期大学教授	社会教育 (学識経験を有する者)	4期目
8	蔦田 夏 (つただ なつ)	NPO法人関西こども文化協会	児童福祉 (専門的知識を有する者)	4期目
9	中口 武 (なかぐち たけし)	枚方市コミュニティ連絡協議会	地域コミュニティ (市民団体を代表する者)	4期目
10	大和 美穂 (やまと みほ)	枚方市留守家庭児童会室 保護者会	児童福祉 (関係団体を代表する者)	1期目

(注)50音順に表記しています。

議案第13号

枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年（2023年）8月29日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成29年枚方市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

（宛先）

枚方市教育委員会

申請団体

所在地（事務所が複数ある場合には、主たる事務所の所在地）

名 称

代表者の氏名

指 定 申 請 書

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定を受けたいので、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、本申請書の提出は、募集要項その他関係書類の記載内容を承知した上で行っており、提出した書類には事実と異なる記載は一切ないことを誓約します。

記

1 施設の名称

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 申請団体の定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては会則等の写し）
- (4) 申請団体の前事業年度における財務の状況に関する書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 13 号参考資料

枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正について

新（改正後）	旧（現 行）
<p>様式第 1 号（第 2 条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 枚方市教育委員会</p> <p style="text-align: center;">申請団体</p> <p style="text-align: center;">所在地（事務所が複数ある場合には、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">名 称</p> <p style="text-align: center;">代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">指 定 申 請 書</p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者の指定を受けたいので、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。</p> <p><u>なお、本申請書の提出は、募集要項その他関係書類の記載内容を承知した上で行っており、提出した書類には事実と異なる記載は一切ないことを誓約します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 施設の名称</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 事業計画書（様式第 2 号）</p> <p>(2) 収支予算書（様式第 3 号）</p> <p>(3) 申請団体の定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては会則等の写し）</p> <p>(4) 申請団体の前事業年度における財務の状況に関する書類</p>	<p>様式第 1 号（第 2 条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 枚方市教育委員会</p> <p style="text-align: center;">申請団体</p> <p style="text-align: center;">所在地（事務所が複数ある場合には、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">名 称</p> <p style="text-align: center;">代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">指 定 申 請 書</p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者の指定を受けたいので、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 施設の名称</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 事業計画書（様式第 2 号）</p> <p>(2) 収支予算書（様式第 3 号）</p> <p>(3) 申請団体の定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては会則等の写し）</p> <p>(4) 申請団体の前事業年度における財務の状況に関する書類</p>

議案第14号

枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年(2023年)8月29日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 内容

次ページのとおり

枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 枚方市立図書館条例施行規則（平成23年枚方市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「教育長」の次に「（条例第6条第1項に規定する図書館（以下「指定管理館」という。）にあつては、同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）であつて当該指定管理館の管理を行う者（以下「当該指定管理者」という。））」を、「とき」の次に「（指定管理館にあつては、教育長の承認を得たとき）」を加える。

第5条及び第7条第3号中「教育長」の次に「（指定管理館にあつては、当該指定管理者）」を加える。

第8条中「行わない」を「禁止する」に改め、同条第4号を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による指定を受けた図書館資料のほか、教育長が特に貸出しを禁止する必要があると認めた図書館資料は、貸出しを禁止するものとする。

第9条第2項中「条例第6条第1項に規定する」及び「（以下「指定管理者」という。））」を削る。

第11条第3項第3号中「図書館資料の」の次に「直近の」を加える。

第13条第1項中「並びに」の次に「教育長が」を加え、同条第2項ただし書中「として」の次に「教育長が」を加え、同条第3項中「は、」の次に「教育長が」を加える。

第15条第1項中「として」の次に「教育長が」を加え、同項ただし書中「教育長」の次に「（指定管理館にあつては、当該指定管理者）」を加え、同条第3項第3号中「教育長」の次に「（指定管理館にあつては、当該指定管理者）」を加える。

第19条を削る。

第20条中「は、」の次に「教育長が」を加え、同条を第19条とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

図 書 館	開 館 時 間	休 館 日
枚方市立中央図書館	午前9時30分から午後7時（日曜日、土曜日及び休日にあつては、午後5時）まで	(1) 金曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 館内整理日（毎月の第4火曜日）
枚方市立香里ヶ丘図書館	午前9時から午後9時（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで	(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (2) 館内整理日（毎月の第4月曜日）
枚方市立楠葉図書館		
枚方市立菅原図書館		
枚方市立蹉跎図書館		
枚方市立御殿山図書館		
枚方市立牧野図書館		

枚方市立津田図書館

備考

- 1 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 館内整理日が休日に当たる場合は、休館日としない。

第2条 枚方市立図書館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

枚方市立香里ヶ丘図書館	午前9時から午後9時（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで	(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (2) 館内整理日（毎月の第4月曜日）
枚方市立楠葉図書館		
枚方市立菅原図書館		
枚方市立蹉跎図書館		
枚方市立御殿山図書館		
枚方市立牧野図書館		
枚方市立津田図書館		

」

を

「

枚方市立香里ヶ丘図書館	午前9時から午後9時（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで	(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (2) 館内整理日（毎月の第4月曜日）
枚方市立楠葉図書館		
枚方市立菅原図書館		
枚方市立蹉跎図書館		
枚方市立御殿山図書館		
枚方市立牧野図書館		
枚方市立津田図書館		
枚方市立市駅前図書館		

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、枚方市立図書館条例の一部を改正する条例（令和5年枚方市条例第28号）の施行の日から施行する。

議案第14号参考資料

枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[第1条関係] （開館時間及び休館日）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 教育長（<u>条例第6条第1項に規定する図書館（以下「指定管理館」という。）</u>）にあつては、<u>同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」をいう。）</u>であつて当該指定管理館の管理を行う者（以下「<u>当該指定管理者</u>」という。））は、特に必要があると認めるとき（<u>指定管理館にあつては、教育長の承認を得たとき</u>）は、図書館の開館時間若しくは休館日を臨時に変更し、又は図書館の休館日を臨時に設けることができる。</p> <p>（入館の制限）</p> <p>第5条 教育長（<u>指定管理館にあつては、当該指定管理者</u>）は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を禁じ、又は退館を命じることができる。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>（貸出しの対象者）</p>	<p>[第1条関係] （開館時間及び休館日）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 教育長は、特に必要があると認めるときは、図書館の開館時間若しくは休館日を臨時に変更し、又は図書館の休館日を臨時に設けることができる。</p> <p>（入館の制限）</p> <p>第5条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を禁じ、又は退館を命じることができる。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>（貸出しの対象者）</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第7条 図書館資料の貸出しは、次の各号に掲げるものに対し、行うものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長<u>（指定管理館にあつては、当該指定管理者）</u>が特に認めるもの</p> <p>（貸出禁止の図書館資料）</p> <p>第8条 次に掲げる図書館資料のうち教育長が指定したものは、貸出しを<u>禁止する</u>ものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>2 前項の規定による指定を受けた図書館資料のほか、教育長が特に貸出しを禁止する必要があると認めた図書館資料は、貸出しを禁止するものとする。</u></p> <p>（個人登録）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 個人登録を受けようとする者は、貸出申込書（様式第1号）を教育長又は指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>第7条 図書館資料の貸出しは、次の各号に掲げるものに対し、行うものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めるもの</p> <p>（貸出禁止の図書館資料）</p> <p>第8条 次に掲げる図書館資料のうち教育長が指定したものは、貸出しを<u>行わない</u>ものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、特に貸出しを禁止する必要があるもの</u></p> <p>（個人登録）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 個人登録を受けようとする者は、貸出申込書（様式第1号）を教育長又は<u>条例第6条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）</u>に提出しなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（事情変更等の届出等）</p> <p>第11条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 教育長又は指定管理者は、個人登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その個人登録を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 個人登録の日若しくは前条第2項の更新の日又は図書館資料の<u>直近</u>の貸出しの日のうち最も遅い日から3年を経過したとき。</p> <p>（図書宅配サービス）</p> <p>第13条 個人登録を受けた者のうち枚方市に在住し、在学し、又は在職するものは、図書宅配サービス（郵送等により、図書館資料（CD、DVD及びビデオテープ（以下「CD等」という。）並びに<u>教育長</u>が別に定める図書館資料を除く。以下この項において同じ。）の貸出しを受け、又は図書館資料を返却することができるサービスをいう。以下同じ。）を利用することができる。</p> <p>2 図書宅配サービスに要する費用は、当該図書宅配サービスを利用する者の負担とする。ただし、身体の障害等により来館が困難である者として<u>教育長</u>が別に定める者が利用する場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、図書宅配サービスについて必要な事項</p>	<p>（事情変更等の届出等）</p> <p>第11条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 教育長又は指定管理者は、個人登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その個人登録を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 個人登録の日若しくは前条第2項の更新の日又は図書館資料の貸出しの日のうち最も遅い日から3年を経過したとき。</p> <p>（図書宅配サービス）</p> <p>第13条 個人登録を受けた者のうち枚方市に在住し、在学し、又は在職するものは、図書宅配サービス（郵送等により、図書館資料（CD、DVD及びビデオテープ（以下「CD等」という。）並びに別に定める図書館資料を除く。以下この項において同じ。）の貸出しを受け、又は図書館資料を返却することができるサービスをいう。以下同じ。）を利用することができる。</p> <p>2 図書宅配サービスに要する費用は、当該図書宅配サービスを利用する者の負担とする。ただし、身体の障害等により来館が困難である者として別に定める者が利用する場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、図書宅配サービスについて必要な事項</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>は、<u>教育長</u>が別に定める。</p> <p>（貸出期間）</p> <p>第15条 個人に図書館資料の貸出しを行う期間（以下「貸出期間」という。）は、CD等以外の図書館資料については2週間（図書宅配サービスを利用する場合にあっては、2週間に郵送等に要する期間として<u>教育長</u>が別に定める期間を加えた期間）とし、CD等については1週間とする。ただし、<u>教育長（指定管理館にあっては、当該指定管理者）</u>が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 次に掲げる図書館資料は、貸出期間の延長を行わないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 枚方市以外の図書館等から借り受けている図書館資料のうち<u>教育長（指定管理館にあっては、当該指定管理者）</u>が特に指定するもの</p>	<p>は、別に定める。</p> <p>（貸出期間）</p> <p>第15条 個人に図書館資料の貸出しを行う期間（以下「貸出期間」という。）は、CD等以外の図書館資料については2週間（図書宅配サービスを利用する場合にあっては、2週間に郵送等に要する期間として別に定める期間を加えた期間）とし、CD等については1週間とする。ただし、<u>教育長</u>が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 次に掲げる図書館資料は、貸出期間の延長を行わないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 枚方市以外の図書館等から借り受けている図書館資料のうち<u>教育長</u>が特に指定するもの</p> <p>（<u>指定管理者による管理</u>）</p> <p><u>第19条 図書館（枚方市立中央図書館を除く。）の管理についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）		
<p>(補則)</p> <p><u>第19条</u> この規則に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、<u>教育長</u>が別に定める。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>	第2条第2項	教育長は、特に必要があると認めるときは	指定管理者は、教育長の承認を得て
	第5条、第7条第3号、第8条及び第15条	教育長	指定管理者
	別表第1	午前9時30分から午後7時まで	午前9時から午後9時まで
		午前9時30分から午後5時まで	午前9時から午後9時まで
		(1) 月曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 館内整理日（毎月の第3木曜日）	(1) 毎月の第4月曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
	別表第1備考1	日曜日、土曜日	日曜日
		午前9時30分	午前9時
別表第1備考2	館内整理日	毎月の第4月曜日	
		(補則)	<p><u>第20条</u> この規則に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>

新（改正後）			旧（現行）		
図書館	開館時間	休館日	図書館	開館時間	休館日
枚方市立中央図書館	午前9時30分から午後7時（日曜日、土曜日及び休日にあつては、午後5時）まで	(1) 金曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 館内整理日（毎月の第4火曜日）	枚方市立中央図書館	午前9時30分から午後7時まで	(1) 金曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 館内整理日（毎月の第4火曜日）
枚方市立香里ヶ丘図書館	午前9時から午後9時（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで	(1) 毎月の第4月曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日	枚方市立香里ヶ丘図書館	午前9時30分から午後5時まで	(1) 月曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 館内整理日（毎月の第3木曜日）
枚方市立楠葉図書館			枚方市立楠葉図書館		
枚方市立菅原図書館			枚方市立菅原図書館		
枚方市立蹉跎図書館			枚方市立蹉跎図書館		
枚方市立御殿山図書館			枚方市立御殿山図書館		
枚方市立牧野図書館			枚方市立牧野図書館		
枚方市立津田図書館			枚方市立津田図書館		
備考			備考		
1 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭			1 日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23		

新（改正後）	旧（現 行）																																																
<p>和23年法律第178号) に規定する休日をいう。 <u>2 館内整理日が休日に当たる場合は、休館日としない。</u></p> <p>[第2条関係]</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="282 678 1099 1332"> <thead> <tr> <th>図 書 館</th> <th>開 館 時 間</th> <th>休 館 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>枚方市立香里ヶ丘図書館</td> <td>午前9時から午後9時 (日曜日及び休日にあ っては、午後5時) まで</td> <td>(1) 毎月の第4月曜日 (2) 12月29日から翌年 の1月3日までの日</td> </tr> <tr> <td>枚方市立楠葉図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚方市立菅原図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚方市立蹉跎図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚方市立御殿山図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚方市立牧野図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	図 書 館	開 館 時 間	休 館 日	[略]	[略]	[略]	枚方市立香里ヶ丘図書館	午前9時から午後9時 (日曜日及び休日にあ っては、午後5時) まで	(1) 毎月の第4月曜日 (2) 12月29日から翌年 の1月3日までの日	枚方市立楠葉図書館			枚方市立菅原図書館			枚方市立蹉跎図書館			枚方市立御殿山図書館			枚方市立牧野図書館			<p>年法律第178号) に規定する休日をいう。以下同じ。) における 開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。 <u>2 館内整理日が休日に当たる場合は、休館日としない。</u></p> <p>[第2条関係]</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1178 678 1995 1332"> <thead> <tr> <th>図 書 館</th> <th>開 館 時 間</th> <th>休 館 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>枚方市立香里ヶ丘図書館</td> <td>午前9時から午後9時 (日曜日及び休日にあ っては、午後5時) まで</td> <td>(1) 毎月の第4月曜日 (2) 12月29日から翌年 の1月3日までの日</td> </tr> <tr> <td>枚方市立楠葉図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚方市立菅原図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚方市立蹉跎図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚方市立御殿山図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚方市立牧野図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	図 書 館	開 館 時 間	休 館 日	[略]	[略]	[略]	枚方市立香里ヶ丘図書館	午前9時から午後9時 (日曜日及び休日にあ っては、午後5時) まで	(1) 毎月の第4月曜日 (2) 12月29日から翌年 の1月3日までの日	枚方市立楠葉図書館			枚方市立菅原図書館			枚方市立蹉跎図書館			枚方市立御殿山図書館			枚方市立牧野図書館		
図 書 館	開 館 時 間	休 館 日																																															
[略]	[略]	[略]																																															
枚方市立香里ヶ丘図書館	午前9時から午後9時 (日曜日及び休日にあ っては、午後5時) まで	(1) 毎月の第4月曜日 (2) 12月29日から翌年 の1月3日までの日																																															
枚方市立楠葉図書館																																																	
枚方市立菅原図書館																																																	
枚方市立蹉跎図書館																																																	
枚方市立御殿山図書館																																																	
枚方市立牧野図書館																																																	
図 書 館	開 館 時 間	休 館 日																																															
[略]	[略]	[略]																																															
枚方市立香里ヶ丘図書館	午前9時から午後9時 (日曜日及び休日にあ っては、午後5時) まで	(1) 毎月の第4月曜日 (2) 12月29日から翌年 の1月3日までの日																																															
枚方市立楠葉図書館																																																	
枚方市立菅原図書館																																																	
枚方市立蹉跎図書館																																																	
枚方市立御殿山図書館																																																	
枚方市立牧野図書館																																																	

新（改正後）			旧（現行）		
枚方市立津田図書館			枚方市立津田図書館		
枚方市立市駅前図書館					
備考 [略]			備考 [略]		

議案第15号

枚方市指定管理者選定委員会への諮問について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第15号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年(2023年)8月29日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 内容

枚方市立生涯学習交流センター・市駅前図書館の指定候補者の選定に当たり、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第4条第3項の規定により、枚方市指定管理者選定委員会に諮問する。

2. 諮問書

次ページのとおり

教 中 函 第 号
令和5年(2023年) 月 日

枚方市立生涯学習交流センター・市駅前図書館
指定管理者選定委員会 会長 様

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

枚方市立生涯学習交流センター・市駅前図書館指定候補者の選定について(諮問)

枚方市立生涯学習交流センター・市駅前図書館の指定候補者の選定にあたり、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年枚方市条例第28号)第4条第3項の規定により諮問いたします。

記

【諮問する内容】 枚方市立生涯学習交流センター・市駅前図書館における指定候補者の選定について